

2012年2月11日  
化成品工業協会

<非意図的にポリ塩化ビフェニルを含有する可能性がある有機顔料について>

平成24年2月10日、経産省から標題の件について公表されましたので、お知らせいたします。

本件は、昨年夏から有機顔料部会で検討した結果、ある種の有機顔料に非意図的に生産されたPCBが含有されることを確認し、2月1日に経産省化学課、3日に3省報告した結果を受けての公表となりました。

詳細は

<http://www.meti.go.jp/press/2011/02/20120210008/20120210008.html>

をご覧ください。該当する顔料や行政指導等が出ています。

経産省化学課から届いた要約を下記に示します。

(1) 当面の緊急的対応

- 化審法の届出から把握される事業者には、分析を要請。
- 分析の結果、国際基準(50ppm)を超えるものについては、
  - ①継続的な低減方策が確認されない限り、製造、輸入、出荷停止を要請。
  - ②有機顔料の回収を行い、廃棄までの間、適正に保管することを要請。
  - ③顔料の出荷先に対し、使用の停止、回収への協力を要請。

(2) 関係審議会におけるPCB副生に関する許容値の設定等

- 厚労省、環境省とともに、PCB上限値及び追加的措置の必要性を検討。

該当する顔料の製造や直接輸入をされている会員におかれましては、速やかに製品中のPCBを測定し、0.5ppm以上の値が測定されれば、三省へ報告しなければなりませんので、ご留意願います。

(上記サイトをご覧ください)

以上